

スクールバス運行業務委託  
仕様書

群馬県立二葉特別支援学校

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は群馬県立二葉特別支援学校（以下「甲」という。）が委託するスクールバス運行業務（以下「業務」という。）に適用する。

(一般業務)

第2条 本業務の受託者（以下「乙」という。）は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって正確かつ迅速に業務を実施しなければならない。

(車両管理責任者等)

第3条 乙は業務の履行について、自己の権限を委任し業務を管理させる車両管理責任者を指定し、経歴書（任意様式）を添え甲に通知するものとする。

- 2 乙は、車両を管理する車両管理員及び介助員（以下「車両管理員等」という。）について、それぞれ経歴書を添え甲に通知するものとする。
- 3 乙は、車両管理員等の代替要員として業務に従事させる者についても、予め経歴書を添え甲に通知するものとする。
- 4 前各項に規定する経歴書には、氏名、年齢、経歴のほか、第7条第2項に規定する資格、条件を満たすことを明記すること。また、車両管理責任者および車両管理員については、運転免許証の写し、および運転記録証明書を添付すること。
- 5 乙は、車両管理責任者および車両管理員等との連絡体制を構築し、その内容を甲に通知するものとする。
- 6 乙は、緊急時、事故発生時等の措置方法について、車両管理責任者および車両管理員等に対する教育を実施し、その内容を甲に通知するものとする。なお、措置方法に係るマニュアル等を作成し、車両に備え付けておくこと。

(車両管理責任者等の遵守事項)

第4条 車両管理責任者および車両管理員等は、次の各号を遵守すること。

- (1) 車両管理員等は、業務の履行にあたっては、車両管理責任者の指示を受けるとともに甲に連絡し、業務を行なうものとする。
- (2) 車両管理員等は、「運行前点検表」（任意様式）により運行前点検を行わなければならない。また、運行中等で異常が発生した時は、直ちに車両管理責任者またはその代理者に報告するとともに甲に連絡するものとする。
- (3) 車両管理員等は、車両の運行中は安全運転および乗車する児童生徒の安全確保に専念し、業務が終了した時は、その旨を速やかに車両管理責任者に報告するとともに甲に連絡するものとする。
- (4) 車両管理責任者は、第7条第1項に規定する「乗務予定表」の変更を行う場合は、事前に甲に連絡するものとする。なお、車両管理員等の体調不良等による急遽の変更については、直ちに事務長に報告し、代替要員の確保等により業務の履行に支障が無いよう対応すること。
- (5) 車両管理責任者は、甲に対し、次に示す業務履行に関する協議、報告等を行う場合は、原則として書面（電子メール、FAX等を含む、以下同じ）により行うこと。なお、協議、報告等の内容および結果について、速やかに記録を書面により提出し、事務長の確認を受けること。

- ア 児童生徒の安全に係る対応に関すること
- イ 事故に係る対応（保険、代替車両の手配、事故車両の修理等）に関すること
- ウ 故障等の車両の異常に係る対応に関すること
- エ 契約上、甲が負担することとなる費用以外の経費負担に関すること
- オ 上記ア～エのほか、業務履行に必要な協議、報告等

## 第2章 スクールバス運行業務等

（業務対象車両及び履行場所等）

第5条 業務対象車両及び履行場所等は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務の対象とする車両

ア 所有者 群馬県

イ 仕様

（富岡・安中便）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
高崎 830 て 111	平成 30 年 12 月	いすゞ	24人	9,140kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
899cm	234cm	306cm	2DG-RR2AJDJ	軽油
走行距離（R6年12月末日現在）		タイヤサイズ		備考
85,940km		9R19.5-14PR		身体障害者輸送車

（藤岡・倉賀野便）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
高崎 830 す 112	平成 30 年 12 月	いすゞ	24人	9,140kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
899cm	234cm	306cm	2DG-RR2AJDJ	軽油
走行距離（R6年12月末日現在）		タイヤサイズ		備考
69,977km		9R19.5-14PR		身体障害者輸送車

（前橋便）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
高崎 830 さ 113	平成 31 年 3 月	いすゞ	24人	9,090kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
899cm	234cm	306cm	2DG-RR2AJDJ	軽油
走行距離（R6年12月末日現在）		タイヤサイズ		備考
41,417km		9R19.5-14PR		身体障害者輸送車

（渋川便）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
高崎 830 す 114	平成 31 年 3 月	いすゞ	24人	9,100kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
899cm	234cm	306cm	2DG-RR2AJDJ	軽油
走行距離（R6年12月末日現在）		タイヤサイズ		備考
75,113km		9R19.5-14PR		身体障害者輸送車

（高崎便）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
--------	--------	----	------	-------

高崎 830 さ 115	令和 1 年 5 月	いすゞ	2 4 人	9, 110kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
899cm	234cm	306cm	2DG-RR2AJDJ	軽油
走行距離 (R6 年 12 月末日現在)	タイヤサイズ		備考	
46, 239km	9R19. 5-14PR		身体障害者輸送車	

※全車両ともに乗車定員のうち 4 人は車いす用のため、実際の座席数は 20 席である。

ウ 付属設備 (5 台共)

車椅子用リフト 和光工業 (株) 製 S L 2 C T 2 N 8 5 2 型

エ 契約期間中の走行距離の見込

(富岡・安中便) 15, 000 km 程度

(藤岡・倉賀野便) 11, 000 km 程度

(前橋便) 8, 000 km 程度

(渋川便) 13, 000 km 程度

(高崎便) 9, 100 km 程度

※ 上記、エの見込は、通学バス運行及び校外学習等バス運行の年間見込み (概算) であり、増減する場合がある。

オ 過去の走行距離、燃料消費の実績 (参考: 令和 5 年度実績)

	富岡・安中	藤岡・倉賀野	前橋	渋川	高崎
走行距離 (km)	14, 921	10, 346	7, 652	12, 702	9, 069
燃料消費 (ℓ)	4, 099	2, 988	2, 519	3, 393	2, 602
燃費 (km/ℓ)	3. 6	3. 5	3. 0	3. 7	3. 5

(2) 履行場所

群馬県立二葉特別支援学校通学区管内及び甲の指定する場所

(契約期間中、必要に応じて通学バス停及び運行経路を変更する場合がある。)

(3) 車両の保管場所

群馬県高崎市足門町 120 番地 群馬県立二葉特別支援学校内

(業務内容)

第 6 条 業務の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 車両の運行业務

ア 運行前点検

イ 車両の運転

ウ 運行時のリフトの操作

エ 運行記録等諸帳簿の作成

(2) 車両運行時における児童生徒の介助に関する業務

ア 乗車人数の確認 (乗車名簿と出欠席者の照合等)

イ 乗降時の介助 (チャイルドシートの固定、安全ベルトの装脱着確認及び置き去り防止安全装置の確認含む。)

ウ 運行時の車内介助および安全確認 (姿勢保持、健康状態等の確認を含む。)

エ 吐物等の応急処理および清掃

オ 乗車変更、車内状況、緊急時対応等、業務の履行に必要な学校との連絡 (緊急時の対応については、スクールバス安全マニュアルによる)

カ 介助記録等諸帳簿の作成

(3) 車両の維持管理

ア 燃料補給、油脂等の補給および交換

イ 消耗部品の交換等の一般整備

ウ 法定点検整備（3か月、12か月）および継続検査（車検）の実施

・法定点検は、年度毎に3回、法定の時期に実施するものとする。

・継続検査（車検）は、年度毎に1回、法定の時期に実施するものとする。

エ 昇降用リフトの保守点検

(4) 車両の故障、事故の対応および処理に関する業務

ア 故障発見、発生時の連絡、報告

イ 事故発生時の連絡、報告および処理

ウ 故障、事故時における代替車両等の確保および運行

エ 運行中の故障、事故等発生時における乗車児童生徒の安全確保

(5) 車両の保険に関する業務

(6) その他各号に付随する業務

2 車両管理員等は、原則として第7条第3項に規定する業務時間内に車両の点検、洗車、清掃、燃料等の補給及びプラットホーム周辺の清掃等を適宜行うものとする。

3 乙は、運行する登下校便の各バスにおいて、第6条第1項第2号に規定する業務に従事する者を2名乗車させるものとする。ただし、甲が事前に認めた場合に限り、その人数を1名減ずることができる。

4 乙は、業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により、甲および第三者に損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとする。

5 車両の保険については次に示す内容を満たす損害賠償保険契約を締結すること。なお、契約締結後は、その契約内容を示す保険証書の写し等を、速やかに甲に提出すること。

車 両	車両標準価格表による時価額
対 人	無制限
対 物	無制限
搭乗者	1名 1,000万円以上 1事故 1,000万円以上 × 乗車定員

6 前項による損害賠償保険契約は、契約締結後、運行開始初日の前日から契約期間満了日までを満たす保険期間とすること。

(業務の実施等)

第7条 業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、原則として各年度末に甲が作成する翌年度の「スクールバス運行計画書」（別紙1）に基づき行うものとする。なお、乙は、各月ごとの車両管理員等の「乗務予定表」（任意様式）を前月末までに甲に提出するものとする。

2 車両管理員等の人員及びその資格、条件は次のとおりとする。

(1) 車両管理員 運転士5名

ア 大型自動車運転免許を有し、かつ取得後3年以上であること

イ マイクロバス以上の自動車運転経験が1年以上あること

ウ 80歳未満であること

エ 交通事故や違反により過去5年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと

オ スクールバスの運転業務に適切な健康状態であること

カ 原則、車両管理員のうち1名は整備管理者の資格を有すること

※ 車両管理員以外の者を整備管理者として選任する場合は、定期的に当該車両の状態を整備管理者に確認させること

(2) その他の乗務員 介助員 登校便 10名  
下校便 10名

ア 80歳未満であること

イ スクールバスの介助業務に適切な健康状態であること

3 業務を実施する時間およびルート等は次のとおりとする。

(1) 通学バスの運行

ア 運行時間 ①登校

富岡・安中便 6:20～ 8:35

藤岡・倉賀野便 6:45～ 8:35

前橋便 6:50～ 8:35

渋川便 6:45～ 8:35

高崎便 6:50～ 8:35

②下校

富岡・安中便 15:30～17:40

藤岡・倉賀野便 15:30～17:20

前橋便 15:30～17:10

渋川便 15:30～17:15

高崎便 15:30～17:10

イ 運行時刻 「通学バス運行時刻表」(別紙2)のとおり

ウ 運行路線 「通学バス運行経路図」(別紙3-1～5)のとおり

(2) 校外施設利用の運行

ア 校外学習等、校外施設利用の運行の場合、原則として、「校外学習等予定表」(別紙4)に基づいて運行する。

イ 甲は、「校外学習等予定表」を原則として前月25日までに乙に通知する。

(3) 介助員の乗務は原則として通学バスの運行のみとする。

(4) 「スクールバス運行計画書」および前各号の規定にかかわらず、甲の業務の都合、児童生徒の体調または天候等の状況により必要が生じた場合には、甲は、車両管理責任者に通知して運行日時等の追加または変更ができるものとする。ただし、業務時間の大幅な超過となる場合には、甲乙協議のうえ業務の実施を決定する。

4 前項に規定する各運行時間に加え、第6条第2項に規定する業務の実施に必要となる時間を適切に設けること。

5 乙は、業務を実施する上で必要となる甲からの業務連絡、学校が実施する研修等について、甲が求める場合には車両管理員等を参加させることとする。

6 乙は、障害のある児童生徒への配慮を心がけ、安全な業務の実施に努め、必要に応じ

て車両管理員等に対しての指導、研修等を行うこと。

7 乙および本業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、これは、契約期間中は当然のこと、契約期間終了後においても同様とする。

(経費の負担)

第8条 次の各号に定める経費は乙の負担とする。

- (1) 第6条第5項に定める損害賠償保険の保険料
- (2) 燃料費(暖房用燃料代含む。)
- (3) 車両(リフトを含む)の継続検査に係る車検基本料、車検整備料及び代行手数料
- (4) 車両(リフトを含む)の法定点検整備に係る経費
- (5) 車両(リフトを含む)の消耗部品の交換等の一般整備に係る経費

これには以下の経費を含む。

①エンジンオイル等の油脂類および尿素水の購入、補給、交換に係る経費

※ エンジンオイルの補給は必要に応じて実施し、交換は走行4,000km毎に実施すること。また、10,000km毎にエレメントの交換を実施すること。

※ 尿素水はいすゞ純正A d B l u eを使用すること

②車両運行に伴う通常使用範囲において消耗し、一定の期間において交換を必要とする部品等の購入および交換に係る経費

※ 上記には夏用及び冬用タイヤ、ブレーキ関連消耗部品、バッテリー、ファンベルト・ワイパーブレード等のゴム使用部品、エアフィルター、灯火類を含む

※ タイヤ等に係る特記事項

学校が保有する次の既存品を使用することができる。ただし、既存品が使用により摩耗、破損した場合等の新品の購入および交換等に係る経費は乙の負担とする。

既存タイヤ等の使用開始時期は以下のとおり。

	夏用タイヤ	冬用タイヤ	タイヤチェーン
富岡・安中便	R1.4	H30.12	なし
藤岡・倉賀野便	R1.4	H30.12	なし
前橋便	H31.3	R1.12	なし
渋川便	H31.3	R1.12	なし
高崎便	H31.5	R1.12	なし

③夏用タイヤと冬用タイヤの交換に伴う、脱着、調整等に係る経費

※ 各タイヤの使用時期は、夏用：4月～11月、冬用：12月～3月を目安とするが、天候等の見通しにより適切な時期に交換を実施すること

④洗車、清掃等の業務に必要な用具、消耗品類の購入費

- (6) 車両管理員等、業務に従事する者に係る人件費
- (7) 車両と学校間の連絡用携帯電話の整備、使用に係る経費

※ 留守番電話機能を有する携帯電話を各車両に1台備え付けること。

2 車両の故障、事故およびその修理に係る経費負担については、原則として次のとおりとする。

- (1) 乙の負担とするもの

ア 乙による運行時に乙に起因して発生した事故等、乙を原因として代替車両が必要となった場合の代替車両の確保およびその運行に係る経費

イ 事故の処理に係る経費

ウ 保険手続きに係る経費

エ 事故による損傷及び事故を原因とする故障の修理に係る経費

オ 任意保険適用可能な修理に係る経費（適用時の免責額等の一切を含む）

カ 適切な使用、維持管理を怠る等、乙の責めに帰すべき事由を原因とする故障の修理に係る経費

(2) 甲の負担とするもの

ア 自動車重量税、印紙代及び自賠責保険料

イ 車体および車両を構成する重要部品（例：エンジン、トランスミッション、燃料・排ガス装置、エアコン等）の経年劣化による故障の修理に係る経費

ウ 前号エおよびオ、並びにメーカー保証適用外の故障の修理に係る経費

エ 児童生徒が通常と異なる使用をした場合等、甲の使用方法が原因で破損した場合の修理にかかる経費

オ 適切な使用、維持管理によっても予期し得ない等、乙の責めに帰すことのできない事由を原因とする故障の修理に係る経費

(3) 前号の規定により、甲の費用負担とする場合には、乙はその内容および金額を明らかにした書面により甲に対して事前に協議すること。

(4) 前各号の規定にかかわらず、乙の甲に対する経費負担に係る事前協議なき場合についてはすべて乙の負担とする。

(緊急時の対応)

第9条 業務履行中における次の各号に示す緊急事態の発生については、車両管理員等はその場で判断せず、速やかに状況を車両管理責任者に報告するとともに甲に連絡し、その指示を受けて適切な対応をすること。特に車両運行中における場合については、安全な場所に車両を停車させ、乗車する児童生徒等の安全確保を行うこと。

(1) 事故が発生した場合

(2) 故障等により運行が継続できない場合

(3) 大規模地震等の自然災害が発生した場合

(4) 児童生徒に発作、嘔吐等の体調変化があった場合

(5) 上記(1)～(4)のほか、安全運行に支障がある場合

### 第3章 その他

(健康診断)

第10条 乙は、定期的に健康診断を実施し、車両管理員等の健康管理に努めるものとする。

(業務実施の準備等)

第11条 乙は、契約締結後速やかに甲との打合せを行い、必要な指示を受けて運行開始の準備を行うものとする。

(疑義)

第 12 条 この仕様書に記載のない事項、または疑義を生じた場合については、甲乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。